

第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画にあたっての考え方（案）

1 総括について

第1次推進計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）では、住民自治によるまちづくりの仕組みや考え方、まちづくり協議会の必要性や立ち上げに関することを主に列挙していますが、第2次推進計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）においては、第1次推進計画期間中の取り組みを総括し、その成果と課題を分析し、今後の方向性と具体的な取り組みを盛り込みます。

2 基本方針について

「政策決定は、それにより影響を受ける市民、コミュニティにより近いレベルで行われるべきという原則」であり、「問題はより身近なところで解決されなければならない」とする『補完性の原理』について、地方公共団体が本来行うべき行政事務を地域住民に委ねるかのような誤解を与える可能性があるといった指摘がありました。

現在、変更の必要性について協議をしているところです。

3 地区設定について

2中学校区を1地区に設定している協議会については、現在の地区設定の十分な検証が必要と考えています。

4 地域サポート職員制度について

これまでの行政と地域とを結ぶパイプ役から、協議会のニーズに柔軟に対応しながら共に活動に取り組む総合的な支援として、事業実施に必要な専門知識を有する市部局への協力要請の他、事業計画の立案やまちづくり計画策定に関する助言・指導等を行います。

5 拠点施設的环境改善について

一部の協議会について、事務局や活動拠点の環境は十分なものとは言えないため、移転も視野に入れた環境の改善を検討します。

6 行政の人材育成について

市職員自らが地域の住民として、自主的にまちづくり活動へ参加するよう職員の意識改革を進めます。

7 自主財源確保の推進について

収益事業の情報提供や研修会の開催などにより、協議会の自主財源確保のための取り組みを支援します。

8 各種団体との連携について

全てを把握できていない地域団体について実態を把握し、情報提供とネットワーク化を図ります。

まちづくり協議会と地区内の団体との連絡調整役として、「地域コーディネーター」の導入について検討します。

9 市民への情報発信について

市報や市ホームページの他、SNS等の情報発信手段を積極的に活用します。